

## 静岡市市民文化会館条例の一部改正について

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例

静岡市市民文化会館条例（平成15年静岡市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第18条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第11条中「静岡市清水文化会館」を「会館」に改め、「受けた者」の次に「(以下「会館の利用者」という。)」を加え、「第18条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第12条中「第6条第1項の規定により、会館の利用の許可を受けた者（以下「会館の利用者」という。)」を「会館の利用者」に改め、同条を9条とし、第13条から第15条までを3条ずつ繰り上げる。

第16条中「第14条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第17条を第14条とする。

第18条第2項中「静岡市清水文化会館の指定管理者に静岡市清水文化会館」を「指定管理者に会館」に改め、同条第3項中「静岡市清水文化会館の」を削り、「指定管理者が」の次に「別表第1及び」を加え、同条第4項及び第5項中「静岡市清水文化会館の」を削り、同条を第15条とし、第19条から第24条までを3条ずつ繰り上げる。

別表第1中「第8条関係」を「第15条関係」に改め、同表1 ホール使用料の表及び2 会議室・展示室等使用料の表を次のように改める。

1 ホールの利用料金の限度額

区分		利用 日 の 曜 日 等	午前		午後		夜間	
			午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後9時30分まで	
			施設	冷暖房	施設	冷暖房	施設	冷暖房
大ホール (1,978 人)	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の金額	平日	25,920円	15,120円	31,320円	19,440円	38,880円	22,680円
		土曜日等	31,320円	18,360円	37,800円	22,680円	46,440円	28,080円
入場料等を徴収する場合の金額	1,100円以下 のとき。	平日	32,400円	22,680円	40,490円	29,160円	48,600円	34,010円
		土曜日等	38,800円	27,530円	48,600円	34,010円	58,320円	42,120円
	1,100円を超え、 3,300円以下の とき。	平日	51,840円	30,240円	62,640円	38,880円	77,760円	45,360円
		土曜日等	62,640円	36,720円	75,600円	45,360円	92,880円	56,160円
	3,300円を超え、 5,400円以下の とき。	平日	64,800円	37,800円	78,290円	48,600円	97,200円	56,690円
		土曜日等	78,290円	45,890円	94,490円	56,690円	116,090円	70,200円

		円以下のとき。							
		5,400円を超えるとき。	平日	77,760円	45,360円	93,960円	58,320円	116,640円	68,040円
			土曜日等	93,960円	55,080円	113,400円	68,040円	139,320円	84,240円
中ホール (1,184人)	入場料等を徴収しない場合の金額		平日	20,520円	11,880円	24,840円	15,120円	31,320円	18,360円
			土曜日等	23,760円	14,040円	29,160円	18,360円	36,720円	21,600円
	入場料等を徴収する場合の金額	1,100円以下のとき。	平日	25,920円	17,810円	32,400円	22,680円	38,880円	27,530円
			土曜日等	30,770円	21,050円	38,880円	27,530円	46,970円	32,400円
		1,100円を超え、3,300円以下のとき。	平日	41,040円	23,760円	49,680円	30,240円	62,640円	36,720円
			土曜日等	47,520円	28,080円	58,320円	36,720円	73,440円	43,200円
		3,300円を超え、5,400円以下のとき。	平日	51,290円	29,690円	62,090円	37,800円	78,290円	45,890円
			土曜日等	59,400円	35,090円	72,890円	45,890円	91,800円	54,000円

5,400円を超えると	平日	61,560円	35,640円	74,520円	45,360円	93,960円	55,080円
	土曜日等	71,280円	42,120円	87,480円	55,080円	110,160円	64,800円

備考

- 1 午前・午後利用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間利用は午後1時から午後9時30分までの時間とし、その利用料金の限度額は、各時間帯の金額の合計額とする。
  - 2 全日利用は、午前9時から午後9時30分までの時間とし、その利用料金の限度額は、各時間帯の金額の合計額とする。
  - 3 7月及び8月の2箇月間は冷房期間とし、12月から翌年の2月までの3箇月間は暖房期間とし、両期間（以下「冷暖房期間」という。）中の利用料金の限度額は、施設の利用及び冷暖房設備の利用に係る金額の合計額とする。
  - 4 入場料等を徴収する場合の金額の項区分の欄の金額は、入場者1人当たりの入場料等の徴収額の最高額を示す。
  - 5 「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。
  - 6 利用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって、無料で入場させ、又は1,100円以下の入場料等を徴収して入場させる場合の利用料金の限度額は、この表に掲げる金額に、当該額の100パーセントに相当する額を加えて得た額とする。
  - 7 準備及び片付けのために利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房期間にかかわらず入場料等を徴収しない場合の金額のうち、施設の利用に係る金額の50パーセントに相当する額とする。ただし、冷暖房設備を利用するときは、当該額に入場料等を徴収しない場合の金額のうち冷暖房設備の利用に係る金額を加えて得た額とする。
  - 8 利用許可時間を延長する場合の当該延長した時間に係る利用料金の限度額は、30分（30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。）につき許可時間帯（全日利用及び午前・午後利用の場合における午前9時前の利用については午前の時間帯とし、全日利用及び午後・夜間利用の場合における午後9時30分後の利用については夜間の時間帯とする。）の金額の15パーセントに相当する額とする。
  - 9 利用料金の限度額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 会議室・展示室等の利用料金の限度額

区分	位置	収容定	金額
----	----	-----	----

			員又は 面積	午前		午後		夜間		
				午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後9時30分まで		
				施設	冷暖房	施設	冷暖房	施設	冷暖房	
会 議 室	大 会 議 室	ロ ビ ー 3 階	240人 (椅子 席のみ の収容 定員は 360 人)	6,480円	3,770円	7,560円	5,070円	8,640円	6,250円	
	第 1 会 議 室	ロ ビ ー 2 階	60人	2,580円	—	3,240円	—	3,870円	—	
	第 2 会 議 室	ロ ビ ー 2 階	30人	1,610円	—	1,930円	—	2,260円	—	
	第 3 会 議 室	ロ ビ ー 2 階	25人	1,610円	—	1,930円	—	2,260円	—	
	第 4 会 議 室	ロ ビ ー 2 階	20人	1,080円	—	1,280円	—	1,500円	—	
	第 5 会 議 室	ロ ビ ー 2 階	30人 (和室 21畳)	1,080円	—	1,280円	—	1,500円	—	
	第 6 会 議 室	ロ ビ ー 2 階	30人 (和室 21畳)	1,080円	—	1,280円	—	1,500円	—	
展	A	1	ロ ビ	58.3㎡	1,340円	450円	1,560円	610円	1,810円	810円

示 室	展 示 室	一 三 階								
		2	ロビ 一 三 階	57.1m <sup>2</sup>	1,340円	450円	1,560円	610円	1,810円	810円
		3	ロビ 一 三 階	65.5m <sup>2</sup>	1,340円	450円	1,560円	610円	1,810円	810円
		4	ロビ 一 三 階	54.5m <sup>2</sup>	1,340円	450円	1,560円	610円	1,810円	810円
		全 室	ロビ 一 三 階	326.9 m <sup>2</sup>	5,400円	1,830円	6,250円	2,460円	7,230円	3,240円
	B 展 示 室	1	ロビ 一 四 階	57.2m <sup>2</sup>	1,210円	450円	1,420円	610円	1,670円	810円
		2	ロビ 一 四 階	56.9m <sup>2</sup>	1,210円	450円	1,420円	610円	1,670円	810円
		3	ロビ 一 四 階	51.5m <sup>2</sup>	1,210円	450円	1,420円	610円	1,670円	810円
		4	ロビ 一 四 階	44.9m <sup>2</sup>	1,210円	450円	1,420円	610円	1,670円	810円
		全 室	ロビ 一 四 階	310.8 m <sup>2</sup>	4,850円	1,830円	5,700円	2,460円	6,680円	3,240円
C	1	ロビ	59.4m <sup>2</sup>	1,440円	610円	1,690円	830円	1,900円	1,080円	

展示室		一 4階							
	2	ロビ 一 4階	57.4m <sup>2</sup>	1,440円	610円	1,690円	830円	1,900円	1,080円
	3	ロビ 一 4階	55.8m <sup>2</sup>	1,440円	610円	1,690円	830円	1,900円	1,080円
	全室	ロビ 一 4階	261.6 m <sup>2</sup>	4,320円	1,830円	5,070円	2,460円	5,700円	3,240円
楽屋	1号	大ホ ール 1階	30人	630円	—	750円	—	850円	—
	2号	大ホ ール 1階	30人	630円	—	750円	—	850円	—
	3号	大ホ ール 1階	45人	950円	—	1,280円	—	1,610円	—
	4号	大ホ ール 2階	45人	950円	—	1,280円	—	1,610円	—
	5号	大ホ ール 2階	55人	950円	—	1,280円	—	1,610円	—
	6号	大ホ ール 2階	30人	630円	—	750円	—	850円	—
	7号	中ホ	35人	950円	—	1,280円	—	1,610円	—

楽屋	ール							
	1階							
8号	中ホ	50人	950円	—	1,280円	—	1,610円	—
楽屋	ール							
	1階							
9号	中ホ	30人	630円	—	750円	—	850円	—
楽屋	ール							
	1階							
個室	大ホ	2人	1,080円	—	1,280円	—	1,500円	—
楽屋	ール							
1号	1階							
個室	大ホ	2人	1,080円	—	1,280円	—	1,500円	—
楽屋	ール							
2号	1階							
個室	大ホ	2人	1,080円	—	1,280円	—	1,500円	—
楽屋	ール							
3号	1階							
個室	中ホ	2人	1,080円	—	1,280円	—	1,500円	—
楽屋	ール							
4号	1階							
個室	中ホ	2人	1,080円	—	1,280円	—	1,500円	—
楽屋	ール							
5号	1階							
個室	中ホ	2人	1,080円	—	1,280円	—	1,500円	—
楽屋	ール							
6号	1階							
リハーサル室	ロビー	143㎡	1,930円	—	2,260円	—	2,580円	—
	1階							

備考



- 1 全日利用、午前・午後利用及び午後・夜間利用並びに冷暖房期間の利用料金の限度額については、ホールの利用料金の限度額の例による。
- 2 利用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって利用する場合又は入場料等を徴収して入場させる場合の利用料金の限度額は、この表に掲げる金額に、当該額の100パーセントに相当する額を加えて得た額とする。
- 3 「冷暖房」欄の「一」は、冷暖房設備の利用に係る利用料金が無料であることを示す。
- 4 準備及び片付けのために大会議室又は展示室を利用する場合及び利用許可時間を延長する場合の利用料金の限度額については、ホールの利用料金の限度額の例による。
- 5 利用料金の限度額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第1の3附属設備及び備品の使用料の表中「3 附属設備及び備品の使用料」を「3 附属設備及び備品の利用料金の限度額」に、

「

名称	単位	使用料	摘要
----	----	-----	----

を

「

名称	単位	金額	摘要
----	----	----	----

に、

「

雪かご	一式	100円	100円			雪は含まない。
-----	----	------	------	--	--	---------

を

「

雪籠	一式	100円	100円			雪は含まない。
----	----	------	------	--	--	---------

に、

「

特殊電 源使用 料	一式	実費	実費	実費	実費	
-----------------	----	----	----	----	----	--

を

「

特殊電 源	一式	実費	実費	実費	実費	
----------	----	----	----	----	----	--

に

改め、同表備考1中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同表備考2中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2中「第18条関係」を「第15条関係」に改め、同表1ホール等の利用料金の限度額の表備考1中「利用料金の限度額の」を「金額の」に改め、同備考2中「額に」を「金額に」に改め、同備考3中「入場料、会員券その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を「入場料等」に、「額に」を「金額に」に改め、同備考4及び5中「額に」を「金額に」に改め、同備考6（1）から（5）までの規定中「利用料金の限度額の」を「金額の」に改め、同備考

7中「額の」を「金額の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例の施行の日において静岡市民文化会館の指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市市民文化会館条例第15条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。